

IWATE TRUCKING REPORT

岩手県トラック情報

2026
令和 8年

3月

第4号



公益社団法人

岩手県トラック協会

〒0202-0891 岩手県紫波郡矢巾町流通センター南二丁目 9番 1号

TEL 019-637-2171 FAX 019-638-5010

ホームページ <https://iwatokyo.or.jp/>

令和8年新春講演会開催	1
令和7年度事業者研修会 開催状況／企業物流セミナー・荷主懇談会	2
運行管理者試験受験対策講習会・模擬試験／	
令和7年度（公社）全日本トラック協会青年部会 全国大会	3
令和7年度メディア懇談会／人材確保セミナー／ロジハラセミナー	4
【ダンプトラック部会】岩ト協ダンプトラック部会役員会／	
各トラック協会ダンプトラック部会長会議	5
令和8年度事業計画について	6-7
令和8年度助成事業一覧	8
令和8年春の全国交通安全運動	9-10
適正化事業巡回指導実施状況（令和7年4月～令和8年2月）	11
令和7年度 否の割合順位別・詳細グラフ（令和7年4月～令和8年2月）	12
会員事業者の関係する重大交通事故発生状況について（令和7年1月～12月）	13
（陸災防）労働災害発生状況：速報値	14
（陸災防）令和8年度各種講習会等実施計画について	15
苦情受付状況について／会員の動き（令和8年3月15日時点）	16
令和8年4月1日から改正トラック法が施行されます	17-20
令和8年度 岩手県トラックドライバーコンテスト開催予定日程（前倒し）のご連絡	21
運輸事業者運行支援緊急対策支援金（第6弾）について	22



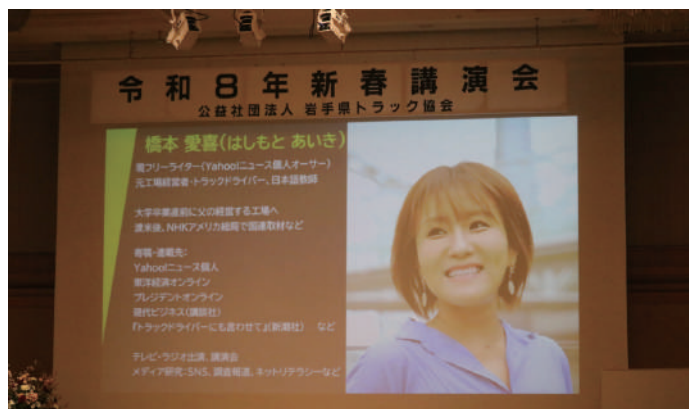
令和8年 新春講演会(経営者セミナー)開催



令和8年1月29日(木)ホテルメトロポリタン盛岡ニューウィングにおいて、令和8年新春講演会を開催し、会員事業者より105名が参加しました。年が改まって最初の協会行事にあたり、黒澤会長が挨拶に立ち「2026年の干支は午だが、我々も同じように荷物を運ぶ役割を担っている。群れになって走れば大きな力を生む。一丸となってこの激動の時代を軽やかに駆け抜けよう」と呼びかけました。

講師には元トラックドライバーでもあり、現在はフリーライターの橋本愛喜さんを今年もお招きし、「適正化二法～運送業界・物流業界がどう変容するか・するべきか～」と題して、90分にわたり講演をいただきました。講演ではスマートフォンを使用し、参加者の意見をリアルタイムで集約しながら、岩手のトラック運送業界の状況を踏まえて、事業許可更新制や多重下請構造の是正などについても説明していただきました。講演会終了後は、引き続き開催した新年交賀会にも参加いただき、多くの会員の方たちと交流を深めました。

なお、当日は会場入り口付近において、最新のアルコール検知器、デジタルタコグラフ、安全に係るシステムやカメラ・モニターをはじめとした「安全環境製品展示会」を各メーカーの協力を得て同時開催し、各ブースは講演会の来場者らで賑わいました。



令和7年度 事業者研修会開催状況

令和7年度の事業者研修会は、講師として各地域所管の労働基準監督署、警察署から担当官をお招きし、以下の通り開催いたしました。

労働基準監督署からは労災の発生概要とその対策、運送業に関わる労働基準法や改善基準告示について、警察署からは地域ごとの交通事故のポイントや概況、飲酒運転根絶に向けた取り組み等について講話をいただきました。

また、岩手県トラック協会からは、会員事業者の関係する重大交通事故、労働災害の発生状況や、年度末に向けた助成制度の申請に係る注意事項や、令和8年4月1日から施行される改正トラック法（貨物自動車運送事業法）等について説明を行いました。

【令和7年度 事業者研修会開催状況】

地域等	開催日	参加状況	備 考
中 央	R7/ 8/27	40 名（35 社）	盛岡労働基準監督署
路 線	R8/ 2/10	9 名（ 9 社）	盛岡労働基準監督署 岩ト協
花 巻	R8/ 2/18	35 名（31 社）	花巻労働基準監督署 花巻警察署 岩ト協
北 上	R8/ 2/20	32 名（26 社）	花巻労働基準監督署 北上警察署 岩ト協
水 沢	R8/ 2/25	29 名（22 社）	花巻労働基準監督署 奥州警察署 岩ト協
一 関	R8/ 2/ 5	48 名（42 社）	一関労働基準監督署 一関警察署 千厩警察署 岩ト協
大船渡	R8/ 1/23	26 名（26 社）	大船渡労働基準監督署 大船渡警察署 岩ト協
釜 石	R8/ 2/ 4	24 名（21 社）	釜石労働基準監督署 釜石警察署 岩ト協
宮 古	R8/ 2/ 7	16 名（16 社）	宮古労働基準監督署 宮古警察署 岩ト協
岩 泉	R8/ 2/24	9 名（ 9 社）	宮古労働基準監督署 岩泉警察署 岩ト協
久 慈	R7/12/12	24 名（23 社）	二戸労働基準監督署 久慈警察署 岩ト協
二 戸	R7/11/14	17 社（17 名）	二戸労働基準監督署 二戸警察署 岩ト協
合 計		309 名（277 社）	

企業物流セミナー・荷主懇談会 開催

令和8年1月17日（土）、プラザイン水沢において、企業物流セミナー・荷主懇談会を開催しました。

企業物流セミナーは、荷主企業並びに一般消費者の方々にトラック輸送への関心を高めていただくことを目的に、講演会形式で開催しており、水沢支部管内の会員事業者から44名（20社）、荷主企業からは24名（24社）、その他一般の方々22名にご来場いただきました。講師に日本科学技術ジャーナリスト会議会長 室山哲也氏をお迎えし、「鉄腕アトムは幸福をもたらすか」と題して約90分にわたりご講演いただきました。

また、これに先立ち開催された荷主懇談会では、会員44名（20社）、荷主企業24名（24社）が参加し、岩手運輸支局 首席運輸企画専門官 佐々木拓真氏を講師に迎えて、「トラック適正化二法」と題し、約30分にわたり説明いただき、荷主関係者に対し、業界側の目線に立って荷主企業にお願いしたい点、荷主側の責任が大きくなっている点について理解と協力を求めました。

この取り組みは水沢地域では継続的に開催されており、荷主との相互理解、協力関係を深める機会として好評を得ており、今後も継続していく予定です。

運行管理者試験受験対策講習会・模擬試験を開催

今年度も会員各社の運行管理者育成を支援し、より一層安全な運行に繋げていただくことを目的として、令和7年度第2回目となる運行管理者試験対策事業(受験対策講習会)を開催いたしました。

講習会は総合研修会館(矢巾町)、Zoomでのハイブリット形式での開催にて、講師に(株)輸送文研社の梶山孝氏をお迎えし、テキストをもとに試験頻出のポイントを絞った解説をいただきました。また、模擬試験では試験問題を解き、岩ト協職員が解説しました。



(株)輸送文研社 梶山孝氏



令和7年度(公社)全日本トラック協会青年部会 全国大会 開催



公益社団法人全日本トラック協会
青年部会長 出島康佑氏

令和8年2月13日(金)、京王プラザホテル(東京都)において、「勇往邁進～つなぐ心、いま未来へ走り出す～」のテーマのもと全国の青年経営者ら約700名により全国大会が開催され、岩手県トラック協会青年経営研究会からは事務局を含め、12名が参加しました。

大会では、「青年経営者等による先進的な事業取組に対する顕彰」授与式・取組発表、青年部会の活動報告が行われ、研修の部では、アパホテル株式会社 取締役社長 元谷美美子氏を講師に招き、「私が社長です」と題した講演が実施されました。



令和7年度 メディア懇談会 開催

令和8年2月26日(木)、ホテルメトロポリタン盛岡ニューウィングにおいて、今年23回目となるメディア懇談会を開催し、新聞社、放送局等のメディア関係9社から26名、正副会長、広報委員などの協会関係者19名の計45名が参加しました。

トラック運送業界が抱える多くの課題とその取り組み等について、社会的影響の大きいメディア関係者に対し、正しく理解いただき、協力を求める場として継続してきました。

今回は岩ト協から「岩手県トラック協会の現状と課題」と題した説明の後、高橋伸光氏(青年経営研究会会長／岩手雪運(株) 代表取締役社長)が「選ばれる物流企業への挑戦」と題し、自社の状況も踏まえたトラック運送業界の現状と課題と、今後どのように変化し、どのように対応すべきなのか等、約30分にわたり講演いただき好評を得ました。

なお、メディア各社の取材スタッフも多数来場し、当日の様子が新聞、テレビ、インターネット等で報道されるなど、業界PRとしても効果を上げました。



黒澤会長



高橋伸光氏



トラック運送事業者のための人材確保・労働環境改善セミナー 開催

令和8年3月3日(火)13時30分から総合研修会館中会議室において「トラック運送事業者のための人材確保・労働環境改善セミナー」を会場参加・Zoom参加のハイブリット形式で開催し、会員20社から23名の方が受講されました。(会場参加:5社7名／Zoom参加:16社16名)

講師に(株)コヤマ経営 代表取締役 小山雅敬氏をお招きし、人材不足が課題となっている運送業界で、実際の他県事業者のHP・SNSを参考事例として取り上げながら、自社が求める募集人材から、様々な媒体を活用しての効果的な採用活動の手法、外国人ドライバーの採用や人材が定着するための労働環境の整備、助成金の紹介、活用について説明いただき、参加者は理解を深めました。



(株)コヤマ経営
代表取締役 小山雅敬氏

ロジスティクスハラスメントへの対応セミナー

令和8年3月12日(木)13時30分から総合研修会館大研修室において講師にMS&AD経営サポートセンター アドバイザー 竹内靖人氏をお迎えし、「ロジスティクスハラスメントへの対応セミナー」を会場参加・Zoom参加のハイブリット形式で開催し、会員19社から23名の方が受講されました。(会場参加:6社7名／Zoom参加:13社16名)

本セミナーでは、「運送業として発生防止および発生時の迅速かつ適切な対応が求められるハラスメント」の総称(カスハラ・パワハラ・地域社会への迷惑行為)として定義し、ハラスメントに関わる法改正と動向、事例をもとに運送業界のハラスメントと対応方法、ハラスメント対策を怠った場合の会社への影響、ハラスメントに対し、意識や行動を向上していくことで会社の信頼、従業員の定着に繋がるなど、お話をいただきました。



MS&AD経営サポートセンター
アドバイザー 竹内靖人氏

セミナー終了後には講師に直接質問される状況も見られ、関心の高さが見られました。



岩ト協ダンプトラック部会 役員会

令和8年2月19日(木)、岩手教育会館(盛岡市大通り)において、今年度第3回となる役員会が開催され、役員11名が出席しました。栗村部会長の進行で進められた会議では令和7年度の事業経過が報告された他、令和8年度の事業計画(案)等について協議され、様々な意見交換が行われました。

また、長らく業界の問題点とされていたダンプトラックにおける営業ナンバーと自家用ナンバーのグレーゾーンが概ね明確化された内容の国交省通達について、発出されたフローチャート図を参考に理解を深めました。

○令和7年度事業経過報告

- ・東北6県における統一要望活動について
- ・地区活動の開催状況について(大船渡・一関・久慈・二戸)
- ・専門紙への広告掲載について
- ・違法自家用ダンプ通報に対する対応について

○令和8年度事業計画(案)について

- ・東北6県における統一要望活動の継続について
- ・各地域における部会員相互の定期的な意見交換会の実施について
- ・トラック適正化二法に向けた対応について

本年もお引き立ての程よろしくお願い申し上げます 2026 新春

建設業務の請負なのに、実態は運賃が伴う運送行為だけになっていませんか？

営業用許可の緑ナンバーダンプトラックの適正利用を!!



国土交通省が告示した「標準的な運賃」を基に価格改定へのご理解と協力をお願いいたします。

岩手県内の状況はこんなに変わっているのに、ダンプトラックの運賃だけはあの頃のままだ。

35年前 ⇒ 現在

軽油価格: 72円/ℓ ⇒ 約2倍

最低賃金: 468円 ⇒

運賃: 時代が変わる中、変化少なく…

標準的な運賃 ¥63,132 (2024/3/22に告示改正・施行)

岩手県トラック協会
ダンプトラック部会

日刊岩手建設工業新聞 令和8年1月5日新年特集号の他、15日、23日、27日、29日の計5回掲載。



栗村部会長



役員会の様子

各トラック協会ダンプトラック部会長会議

令和8年3月6日(金)、全日本トラック総合会館(東京都新宿区四谷)において、全国から各都道府県ダンプトラック部会長が集う標記の会議が開催され、当県からは栗村部会長が出席しました。

会議では各県における白ナンバー問題や運賃額の状況について情報共有がなされたほか、2月10日付で発出された「自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いについて」の通達内容について様々な質疑が出され、理解を深めました。

また、各地域活動の好事例として東北ブロックで実施した「東北6県における統一要望活動状況」について栗村部会長から発表がなされ、会議後は国交省 物流・自動車局の三輪田貨物流通事業課長より「トラック適正化二法」を中心としたトラック運送業に関する最近の動向について講演がありました。



国交省 物流・自動車局
三輪田貨物流通事業課長



各県部会長会議の様子①



各県部会長会議の様子②

令和8年度事業計画について ①

令和8年度の事業計画(案)並びに予算(案)につきましては、以下の日程で専門委員会を開催し、ご意見をいただきながら修正を加え、3月18日に開催した令和7年度第6回理事会において、正式に承認されました。

専門委員会開催状況 2月	令和8年度事業計画 重点項目
9日(月) 適正化事業推進委員会	○重大交通事故防止対策及び労働災害対策の積極的な推進 (車輪脱落事故、飲酒運転検挙事案の根絶/「墜落・転落」災害の大幅な縮減)
9日(月) 広報委員会	○トラック適正化二法及び改正物流法の周知徹底と適切な対応
10日(火) 総務委員会	○適正運賃・料金の収受に向けた荷主交渉の継続及び労働環境整備の推進
13日(金) 交通・環境委員会	○適正化事業の推進によるコンプライアンスの徹底
	○省エネ・環境保全に向けた取り組みの継続的な推進
	○業界のイメージアップと荷主交渉推進の気運醸成に向けた広報活動の展開

交通・環境対策関係

1. 重大交通事故・飲酒運転削減目標(令和8年1月～12月)

ア) 車輪脱落事故の発生件数「0件」 ※R7年:7件 イ) 飲酒運転・酒気帯び運転「0件」 ※R7年:0件
ウ) 第一当事者となる事故を「2件以内」 ※R7年:6件 エ) 第一当事者となる事故による死者「0名」 ※R7年:2名

2. 交通安全運動 (1) 交通安全コンクールの実施 (2) 安全点検パトロール(夏期・年末)の実施

3. 講習・研修等の実施

- (1) グッドラーニングによる「初任運転者特別教育」の継続
- (2) 事故防止研修の開催(事故防止セミナー、車輪脱落事故防止セミナー等)
- (3) 運転者教育機材・教材等の提供、活用
- (4) 交通事故防止・労働災害防止 安全大会の開催 ※7月頃を予定
- (5) 「安全運転講習会」「日常点検講習会」(矢巾、花巻、水沢、大船渡、宮古、久慈)の開催

4. 第51回 岩手県トラックドライバーコンテストの開催 ※学科競技(5/30)、実科競技(6/27)を予定

5. 助成事業(変更点)

- ・適性診断受診料助成 ※増額
- ア) 一般診断:3,000円/名(車両数の1/3)
- イ) 初任診断:5,800円/名(初任診断と適齢診断併せて車両数の1/5)
- ウ) 適齢診断:5,800円/名(初任診断と適齢診断併せて車両数の1/5)

労働対策事業

1. 労働環境の改善・整備

○「働き方改革」関連法令とその具体的解釈の周知・啓発
「改善基準告示」について周知徹底を図り各社の対応を支援する。 ※必要に応じて関連セミナー、研修会を開催する。

2. 労働災害防止策

- (1) 労働災害削減目標(令和8年1月～12月)を以下の通り目標を設定し取り組むものとする。
 - ①死亡労働災害を「ゼロ」とする。
 - ②死傷労働災害(休日4日以上)を120件以下とする。(令和7年、速報では141件発生)
※令和7年度以降、私傷病報告(写)の協会への報告は求めない。
- (2) 各種研修等の実施
 - ①事業者・管理者:「健康管理セミナー」、「健康起因事故防止セミナー」、「事業者研修会」、「改正労働安全衛生法解説セミナー」、「労働基準法の改正について」
 - ②ドライバー:「墜落・転落」、「転倒」災害防止に向け研修会を開催。
- (3) 健康の保持促進のための措置:過重労働による健康障害の防止、メンタルヘルス対策の必要性についての啓蒙を実施。
- (4) 広報事業と連携し、労働環境の改善、トラック運送業界認知向上の啓発活動を継続。
- (5) 助成事業:昨年と同様

適正化事業

1. 巡回件数・通常巡回件数を420件とする。(前年度は390件)

2. 輸送秩序確立等に係る指導及び啓発事業

- (1) 運輸安全マネジメント制度の周知 ※導入率が98.4% 100%を目指し指導を継続する。
- (2) 適正な運賃・料金収受の周知(各種啓発の継続)
- (3) 管理者講習(運管・整備) ※2年に1度の受講義務について周知徹底を図る。
- (4) 改正改善基準告示の周知を継続
- (5) Gメン調査員業務への対応と周知 ※必要な情報をトラック・物流Gメンへ提供し、是正・指導に努めるよう連携し対応する。
- (6) トラック適正化二法の周知

令和8年度事業計画について ②

3. 研修会、セミナー等

- (1) 運行管理実務者研修会
- (2) 運管試験受験対策講習会、模擬試験 ※運行管理者の育成と適切な運行管理の徹底を図る。
- (3) 「荷主向け物流セミナー」「荷主懇談会」の開催
 - ・荷主との相互理解を深め、協力体制構築の場として開催を計画する。
- (4) 引越基本講習・引越管理者講習の開催 ※全ト協と共催し引越輸送のレベルアップを図る。

4. Gマーク認定の取得促進

- ・認定率 36%（新規事業所 10 件）を目標に新規取得、継続のサポートを行う。

環境対策事業

1. エコ・ドライブの普及促進 (1) 省燃費・安全運転講習会の継続 (2) エコ・ドライブ推進月間の実施
2. 点検整備運動の推進 ・「トラック運送業界における点検整備推進運動」に係る各種啓発活動、確実な定期点検整備の実施。
3. 環境美化活動の推進 ・不法投棄対策の実施：全ト協と協調し「ポイ捨て対策」に係る啓発活動を実施
4. 助成事業 ・昨年と同様
5. 関係行政機関との連携強化

経営改善事業

1. 研修事業の実施

- (1) 経営者・管理者等セミナーの開催 ※講師、テーマに関する要望は通年で受付中
- (2) 外国人ドライバー採用に向けた準備セミナーの開催
- (3) 若手経営者、後継者の人材育成に関する事業 ※青年部支援等
- (4) 高校生を対象とした出張授業 ※令和 8 年度は 2 カ所程度での開催を計画する。
- (5) 求人サイトの管理・運営 ※「求人個別サポート」は終了

広報事業

1. メディアを活用した広報事業

2024 年問題を終わらせることなく、トラック運送業界の課題や取り組みを荷主、地域へ理解を広げ、荷主交渉や社会的地位向上の活性化に向けた気運の醸成に繋がる活動を継続する。

2. 10 月 9 日は「トラックの日」事業の実施

- ・第 33 回目となる「私の街に『こんなトラックあったらいいな』」絵画コンクールを継続する。
- ・「岩手ビッグブルズ」冠マッチへの協賛と来場者の PR 活動継続を計画

3. その他の広報活動

- ・HP やメールを活用した情報提供を推進 ※「岩手県トラック情報」の Web 掲載を継続
- ・メディア懇談会の開催 ※社会的影響力が大きいメディア各社に業界を正しく理解いただく。

その他

1. 緊急物資輸送訓練及び緊急時における体制整備

- ・総合防災訓練への参加（令和 8 年度は二戸地域の見通し）
- ・全ト協との共催による「災害物流専門家研修」の開催（隔年開催・今年度は開催年）
- ・衛生電話及び発電機、備蓄品の適正管理の継続

2. 出捐金の拠出

- ・関係法令の定めに従い全ト協に対し補助金の約 23%程度を拠出する。

3. 表彰関係 各種表彰、叙勲、褒章等に係る上申

- (1) 全日本トラック協会会長表彰 (2) 岩手県トラック協会会長表彰 (3) 東北運輸局長表彰
- (4) 岩手運輸支局長表彰 (5) 大臣表彰 他

4. 関係団体・県議顧問団との連携と各種要望、要請行動の継続

- ・全日本トラック協会・東北トラック協会等と連携し、引き続き、要望活動を協力を推進する。
- ・県選出の国会議員や県議会議員を中心とする協会顧問団とも適宜情報を共有すると共に、適切な指導を仰ぐ。

(公社)岩手県トラック協会 令和8年度 助成事業一覧

助成制度	助成額	備考	申請締切
優先事項			
健康診断	定期健康診断 上限 3,000 円 / 名 深夜業務従事者 上限 1,500 円 / 名	会員名簿記載の車両台数と同数	令和 9 年 3 月 15 日
適性診断	一般診断 上限 3,400 円 / 名 ※助成額変更 初任診断・適齢診断 上限 5,800 円 / 名 ※助成額変更	一般診断：会員名簿記車両台数の 1/3 ※端数切上 初任・適齢診断：併せて // の 1/5 ※端数切上	令和 9 年 2 月 26 日
運転記録証明書等	800 円 / 通 ※助成額変更	会員名簿記載の車両台数と同数	
運行管理者一般講習	上限 3,500 円 / 名 ※助成額変更		
一般項目			
健康診断（脳ドック）	上限 15,000 円 / 名	会員名簿記載車両台数の 1/10（端数切上）	令和 9 年 3 月 15 日
ドライブレコーダー機器	機器購入価額の 2/3（上限 10,000 円 / 台） ※千円未満切捨 ※運行管理連携型のみ対象 "	EMS 機器助成と併せて 20 台 / 事業者 ※所有台数 20 台未満の場合： 会員名簿記載の車両台数と同数	令和 9 年 2 月 19 日
アルコール検知器	機器購入価額の 1/2 ※千円未満切捨 ハンディ記録式 上限 120,000 円 / 事業者 据置記録式 上限 30,000 円 / 台	ハンディ記録式：助成上限額まで申請可 据置記録式：3 台 / 事業者（1 台 / 営業所迄）	
運行管理者基礎講習	5,000 円 / 名	3 名 / 事業者	令和 9 年 2 月 26 日
EMS 機器	機器購入価額の 2/3（上限 10,000 円） ※千円未満切捨	ドラレコと併せ 20 台 / 事業者 ※車両 20 台未満の場合： 会員名簿記載の車両台数と同数	令和 9 年 2 月 19 日
グリーン経営認証制度	新規認証登録（上限 50,000 円）	県内 3 営業所 / 事業者	令和 9 年 3 月 15 日
フォークリフト運転技能講習	3,000 円 / 名	10 名 / 事業者	令和 9 年 2 月 26 日
安全衛生教育講習	交通労働災害防止担当管理者教育 2,000 円 / 名 荷役災害防止担当管理者教育 1,000 円 / 名 安全衛生推進者能力向上教育 2,000 円 / 名 フォークリフト運転業務従事者教育 2,000 円 / 名 車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育 2,000 円 / 名 積卸し作業指揮者安全教育 1,000 円 / 名 テールゲートリフター特別教育 2,000 円 / 名	延べ 10 講習 / 事業者	
車輪脱落事故防止	機器購入価額の 1/2（上限 50,000 円） ※千円未満切捨		
自動点呼機器 ※全ト協との協調助成	全ト協より公表あり次第、岩ト協 HP「助成金」に掲載		
準中型・中型・大型・けん引免許 ※限定解除含む	教習料の 1/2（上限 100,000 円 / 免許） ※千円未満切捨 ※全ト協補助分含む	30 万円 / 事業者	事前申請： 令和 9 年 1 月 29 日 助成金申請： 令和 9 年 2 月 26 日
中小企業大学校講座 ※全ト協との協調助成	全ト協より公表あり次第、岩ト協 HP「助成金」に掲載		
近代化基金融資の推薦及び利子補給事業			
全ト協事業			
全ト協より公表あり次第、岩ト協 HP「助成金」に掲載			



助成金は岩ト協HP上段
「助成金」から確認できます



運輸事業者運行支援緊急対策支援金
特設ページ

QRコードからも
確認できます

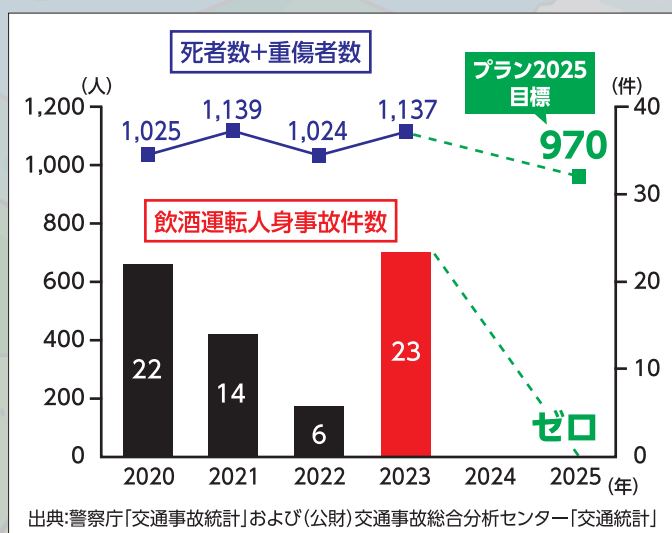
※令和 6 年度より紙媒体の情報誌『助成金特集号』は廃止となっておりますので、何卒ご了承願います。

4月10日※・9月30日は事業用トラックの

交通事故

ゼロ

を目指す日です！



事業用トラックによる悲惨な交通事故は後を絶たず、死者・重傷者数は増減を繰り返し、飲酒運転による人身事故は急増しています！

交通事故ゼロの実現に向けて 安全運転の確保に努めましょう！

※統一地方選挙の実施に伴い5月20日となる場合があります



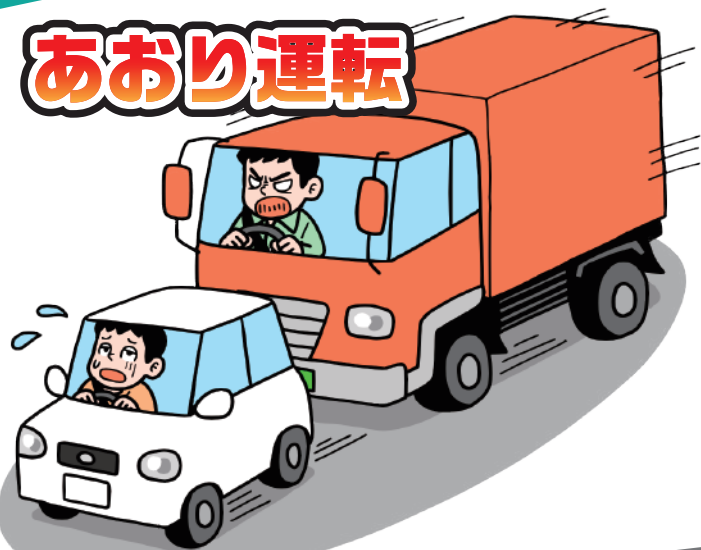
公益社団法人
全日本トラック協会

都道府県トラック協会

目指せ
交通事故
ゼロ

こんな運転は**厳禁**です!

あおり運転



交通の危険のおそれを生じさせた場合

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

違反点数 **25点** 免許取消(欠格期間 2年)

著しい交通の危険を生じさせた場合

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

違反点数 **35点** 免許取消(欠格期間 3年)

運転中に通話や画像注視した場合

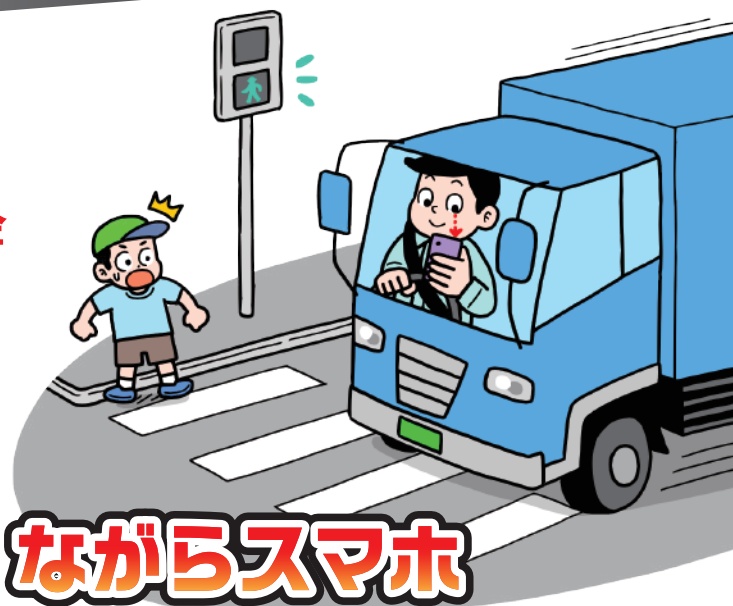
6か月以下の懲役又は10万円以下の罰金

違反点数 **3点** 反則金(大型車) **2万5千円**

交通の危険を生じさせた場合

1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

違反点数 **6点** 直ちに刑事手続きへ



ながらスマホ

速度超過等



とくに高速道路では、大型トラック及び車両総重量8トン以上の中型トラックの**最高速度が時速90キロに引き上げられました***が、**不正改造(リミッター解除)**などの違法行為は絶対にやめましょう。

また、**車両通行帯違反(右側車線を走行し続ける)**や、**車間距離の不保持**といった危険な運転は、ドライバーの地位向上に反する行為です。

安全運転と適切な車両整備を徹底してください。

※車両をけん引するものを除く

※実際の道路標識等の最高速度が優先

運転マナーを遵守しよう!

ペットボトル等のゴミのポイ捨てはやめましょう!

トラック輸送に関する安全対策(危険運転、スピードリミッター不正改造等)、環境対策(アイドリングストップ、騒音等)についてのご意見は右記までお願いします。

全日本トラック協会
「ご意見・情報提供について」
<https://jta.or.jp/ippan/maibox.html>



適正化事業巡回指導実施状況について(令和7年4月～令和8年2月)

県内の営業所を訪問し、法令に基づいた運営、帳票類の記入等の指導を行っている適正化巡回指導項目は現在55あります。このうち自主点検項目として営業所が自主的に点検する項目は17、適正化指導員が訪問し確認する項目は38となっております。その38項目について巡回指導の実施結果をお知らせいたします。なお、下表右の欄の①～⑩は、確認時に「不適」となったワースト10項目となっておりますので、改めて各社での状況を確認いただき、適切な対応をお願いいたします。

巡回指導項目別調査結果

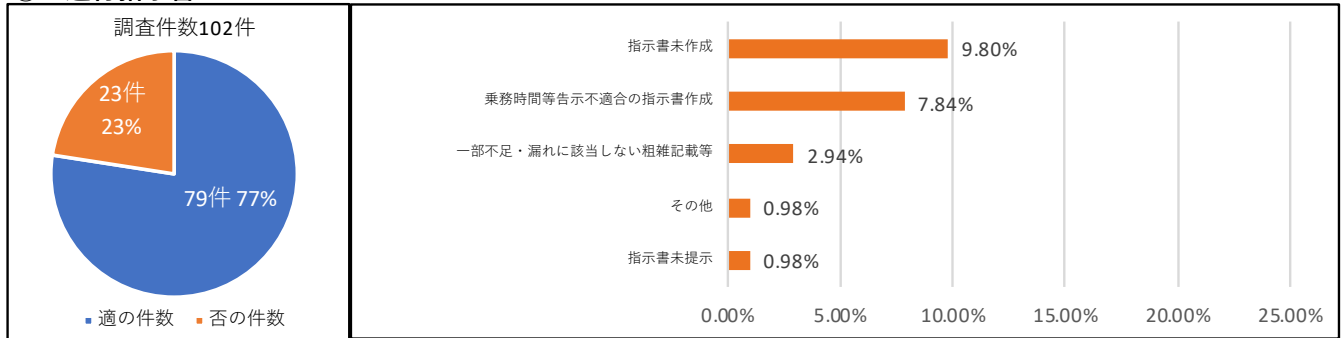
令和7年度 巡回指導項目別(岩手県)

令和7年4月～令和8年2月

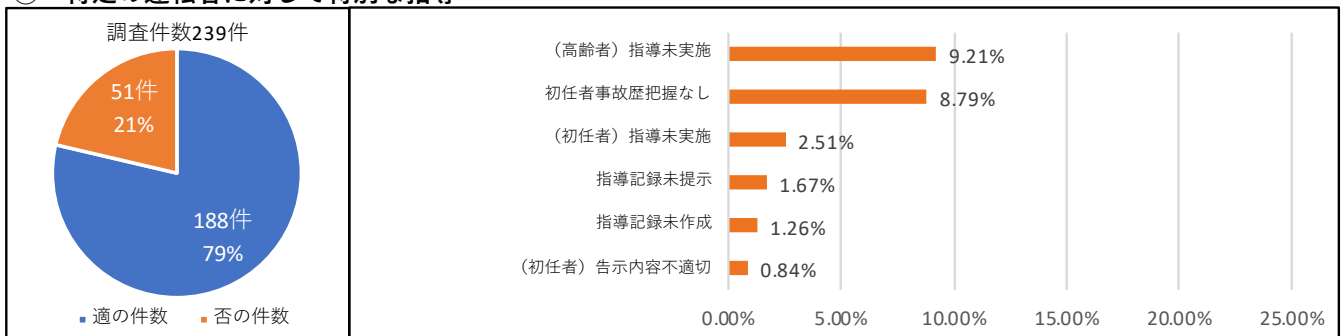
区分	重点	調 査 項 目 (※印は「特別積合せ」のみの調査事項、☆印は登録事業者は除外する)	令和7年度			令和7年度										R7	R6	R5	
			調査件数	(否)件数	(否)率	100	200	300	400	500	600	700	800	900	1000				
Ⅰ. 事業計画等		(1)主たる事務所及び営業所の名称・位置に変更はないか	329	0	—														
		(2)営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか	329	7	2.1														
		(3)自動車庫庫の位置及び収容能力に変更はないか	329	4	1.2														
		(4)乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か	329	1	0.3														
		(5)乗務員の休憩・睡眠施設の保守・管理は適正か	329	0	—														
		(6)届出事項に変更はないか(役員・社員・特定貨物に係る荷主名称変更等)	206	7	3.4														
		(7)自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか	329	0	—														
		(8)名義貸し、事業の貸渡し等はないか	329	0	—														
Ⅱ. 帳票類の 整備、報告等		(1)事故記録が適正に記録され、保存されているか	175	0	—														
		(2)自動車事故報告書を提出しているか	38	1	2.6														⑨
		(3)運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか	329	4	1.2														
		(4)車輛台帳が整備され、適正に記入等がされているか	329	3	0.9														
		(5)営業報告書、事業実績報告書を提出しているか(本社巡回に限る)	202	17	8.4												⑧	⑦	
Ⅲ. 運行管理等		(1)運行管理規程が定められているか	329	0	—														
	○	(2)運行管理者が選任され、届出されているか	329	2	0.6														
		(3)運行管理者に所定の研修を受けさせているか	323	19	5.9														
		(4)事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか	329	0	—														
	○	(5)過労防止を配慮した勤務・乗務時間を定め・・・時間が適正に管理されているか	329	65	19.8												③	⑥	①
	☆	(6)過積載による運送を行っていないか	329	0	—														
	○	(7)点呼の実施及びその記録・保存は適正か	329	45	13.7												④	④	④
		(8)乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か	329	5	1.5														
	☆	(9)運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か	302	7	2.3														
		(10)運行指示書の作成・指示・携行・保存は適正か	102	23	22.5												①	③	③
	○	(11)乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか	329	31	9.4												⑦	②	
	○	(12)特定の運転者に対して特別な指導を行っているか	239	51	21.3												②	①	②
	○	(13)特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか	239	25	10.5												⑥	⑤	⑥
Ⅳ. 車輛管理等		(1)整備管理規程が定められており、これに基づき適正に整備管理業務がなされているか	329	0	—														
	○ ※	(2)整備管理者が選任され、届出されているか	328	3	0.9														
		(3)整備管理者に所定の研修を受けさせているか	316	36	11.4												⑤		⑦
		(4)日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか	329	17	5.2													⑧	⑤
	○	(5)定期点検基準を作成しこれに基づき適正に点検整備を行い記録簿が保存されているか	329	25	7.6												⑨	⑩	⑩
Ⅴ. 労基法等		(1)就業規則が制定され、届出されているか	245	0	—														
		(2)36協定が締結され、届出されているか	324	9	2.8														
		(3)労働時間・休日労働について違法性がないか(運転時間を除く)	328	3	0.9														
	○	(4)所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか	329	25	7.6												⑨	⑨	⑧
Ⅵ. 法定福利費		(1)労災保険・雇用保険に加入しているか	324	5	1.5														
		(2)健康保険・厚生年金保険に加入しているか	328	4	1.2														
Ⅶ. 運輸安全マネジメント		(1)運輸安全マネジメントの実施は適切か。	329	6	1.8														
実態調査・指導事業所総件数			11,257	450	4.0														

令和7年度 否の割合順位別・詳細グラフ（4月～2月）

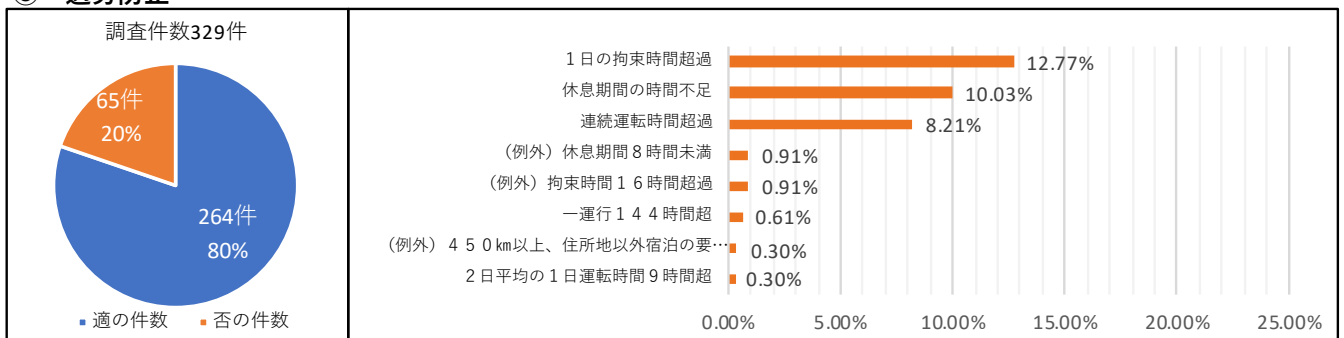
① 運行指示書



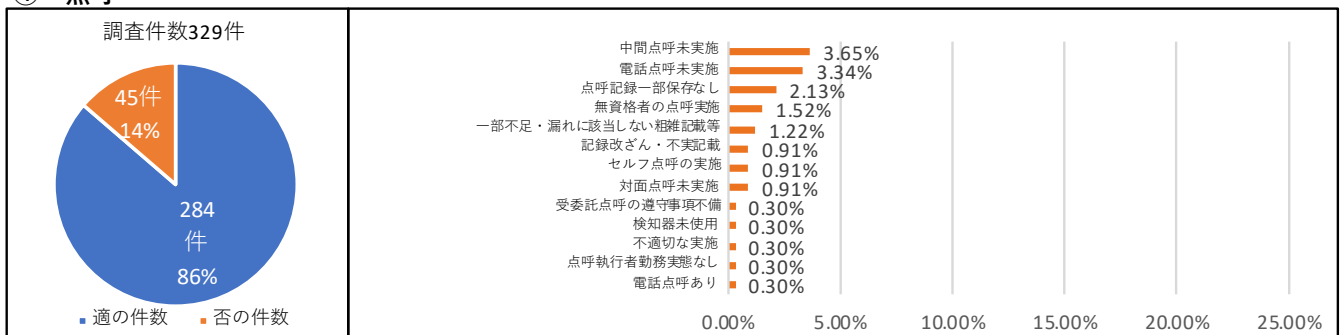
② 特定の運転者に対して特別な指導



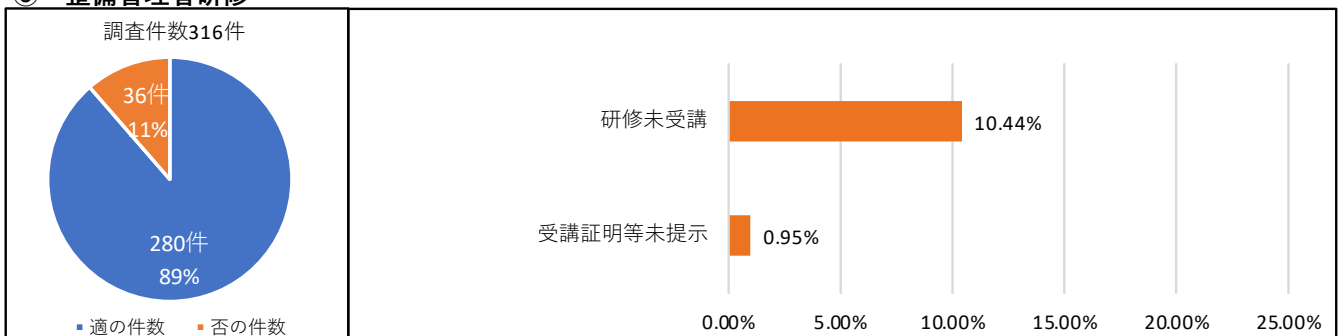
③ 過労防止



④ 点呼



⑤ 整備管理者研修



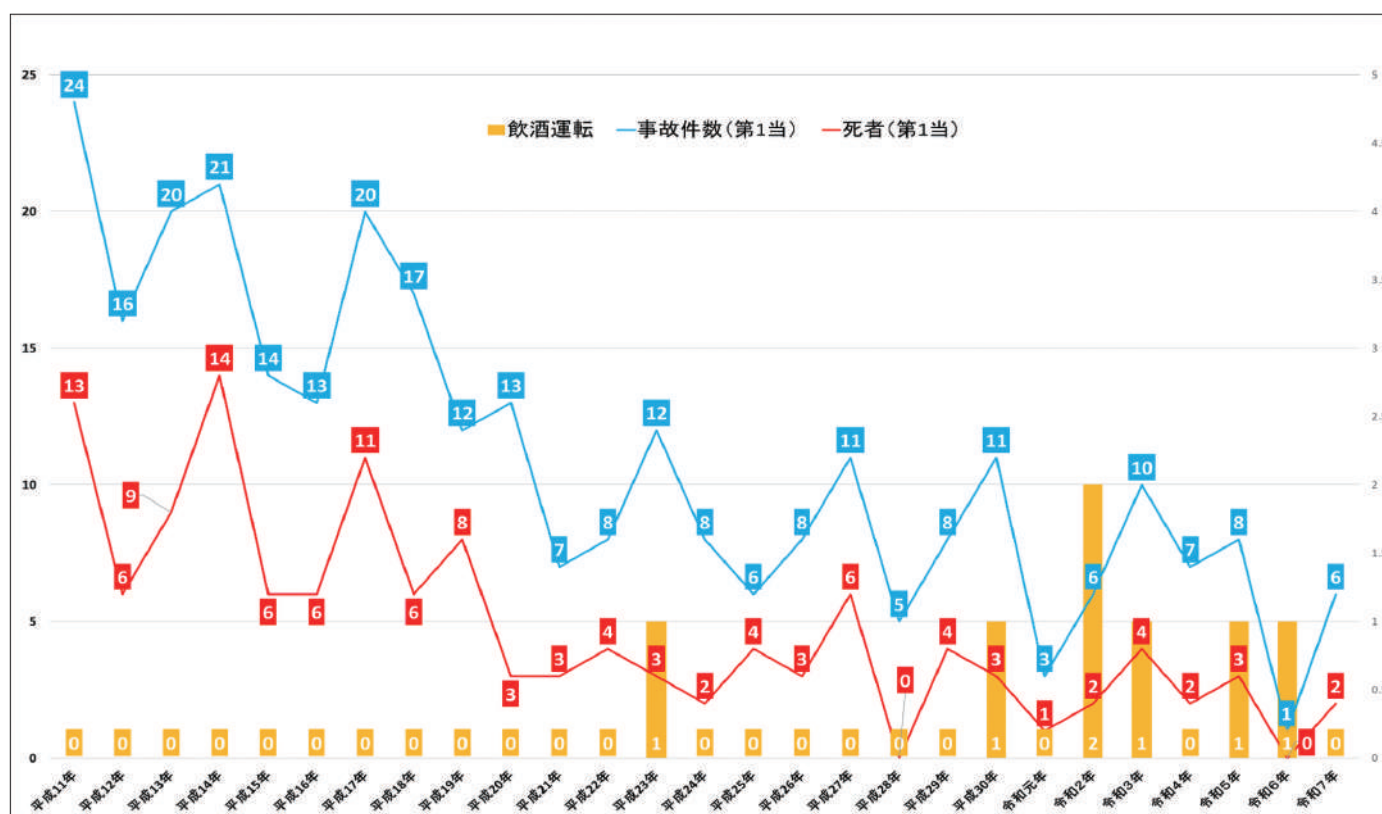
会員事業者の関係する重大交通事故発生状況について(令和7年1月～12月)

令和7年における会員事業者が第一当事者となる重大交通事故は6件(目標2件以内、対前年+5件)、死亡事故は2名(目標0名、対前年+2名)となり、協会が掲げた削減目標を達成することはできませんでした。また、大型車両の車輪脱落事故は7件(目標0件、対前年+4件)と、こちらも目標未達となりました。一方で、飲酒運転による検挙事案は0件(目標0件、対前年-1件)を達成し、令和8年2月末時点で24ヶ月連続ゼロを継続しています。これは、会員各社の日頃の取り組みの成果であり、心より感謝申し上げます。

令和8年も昨年同様、下表に掲げる4つの削減目標に取り組んでまいります。会員各社におかれましては、引き続き安全確保への取り組みをお願いいたします。

〈令和8年 重大交通事故削減目標〉

- ① 車輪脱落事故の発生件数を「ゼロ」とする。
- ② 飲酒にまつわる検挙事案を「ゼロ」とする。
- ③ 第一当事者となる死亡事故「ゼロ」とする。
- ④ 第一当事者となる事故を「2件」以内とする。



労働災害発生状況について

令和 8 年 3 月 17 日現在の、労働災害発生状況についてお知らせいたします。

労働災害発生状況(岩手県)〔令和 8 年 2 月：速報値〕

令和 8 年 3 月 17 日現在

		死 傷 災 害 (休業 4 日以上)			死 亡 災 害		
		令和 8 年	令和 7 年	増 減	令和 8 年	令和 7 年	増 減
製 造 業		52	39	13	0	0	0
	転倒災害(内数)	25	16	9	0	0	0
鉱 業		1	0	1	0	0	0
	転倒災害(内数)	0	0	0	0	0	0
建 設 業		29	25	4	0	0	0
	転倒災害(内数)	8	7	1	0	0	0
運輸交通	道路貨物	24	23	1	1	0	1
	転倒災害(内数)	8	5	3	0	0	0
	その他(旅客等)	1	6	-5	0	0	0
	転倒災害(内数)	0	5	-5	0	0	0
貨 物 取 扱		0	0	0	0	0	0
	転倒災害(内数)	0	0	0	0	0	0
農 林 業		10	6	4	1	0	1
	転倒災害(内数)	0	1	-1	0	0	0
畜 産 水 産 業		15	7	8	0	0	0
	転倒災害(内数)	4	1	3	0	0	0
商 業		51	31	20	0	0	0
	転倒災害(内数)	43	22	21	0	0	0
通 信 業		7	4	3	0	0	0
	転倒災害(内数)	2	2	0	0	0	0
保 健 衛 生 業		18	18	0	0	0	0
	転倒災害(内数)	14	9	5	0	0	0
接 客 娛 楽 業		13	8	5	0	0	0
	転倒災害(内数)	9	5	4	0	0	0
そ の 他		27	27	0	0	0	0
	転倒災害(内数)	22	20	2	0	0	0
合 計		248	194	54	2	0	2
	転倒災害(内数)	135	93	42	0	0	0

* 新型コロナウイルス感染症による死傷者を除く。

道路貨物運送業における『労働基準監督署』別の発生状況

		合 計	盛 岡	宮 古	釜 石	花 巻	一 関	大 船 渡	二 戸
死亡災害	令和 8 年度	0	0	0	0	1	0	0	0
	令和 7 年度	0	0	0	0	0	0	0	0
	増 減	0	0	0	0	1	0	0	0
	令和 6 年度	0	0	0	0	0	0	0	0
	【 備 考 欄 】	花巻署の 1 件は高速道路上における追突事故による交通労働災害							
死傷災害	令和 8 年度	24	7	0	0	14	2	1	0
	令和 7 年度	23	9	1	1	6	4	0	2
	増 減	1	-2	-1	-1	8	-2	1	-2
	増 減 率	4.3	-22.2	-100.0	-100.0	133.3	-50.0	—	-100.0
	令和 6 年度	15	6	0	0	4	1	1	3
	【 備 考 欄 】								



令和8年度陸災防岩手県支部主催の各種講習会開催計画を以下の通りお知らせいたします。講習会等の詳細につきましては、HPをご覧ください。か、陸災防岩手県支部(電話:019-637-3287)まで、お問い合わせください。

技能講習

会場：矢巾…岩手県トラック協会総合研修会館

金ケ崎…岩手県トラック協会水沢研修会館

	会 場	学 科	定 員	実 技		詳 細
はい作業主任者	矢巾会場	－	定員 80 名	5/7(木)・8(金)、 8/20(木)・21(金)、 11/19(木)・20(金)		高さ2m以上のはい（荷扱 い）作業に必要な作業を直接指揮する方の資格取得のための技能講習です。
			定員 70 名	2027/2/18(木)・19(金)		
フォークリフト 運転技能講習	矢巾会場	4/10 (金)	定員 40 名	31 時間コース	4/11(土)・18日(土)・19(日)	1 t 以上のフォークリフト運 転 業 務（『就業規 則』）に必要な資格取得のための技能講習
		6/12 (金)	定員 10 名	11 時間コース	6/13(土)	
			定員 30 名	31 時間コース	6/13(土)・20(土)・21(日)	
		9/4 (金)	定員 10 名	11 時間コース	9/5(土)	
			定員 30 名	31 時間コース	9/5(土)・12(土)・13(日)	
	金ヶ崎会場	5/19 (火)	定員 10 名	11 時間コース	5/20(金)	
			定員 30 名	31 時間コース	5/20(金)・21(木)・22(金)	
		10/13 (火)	定員 10 名	11 時間コース	10/14(水)	
			定員 30 名	31 時間コース	10/14(水)・15(木)・16(金)	
		3/16 (火)	定員 10 名	11 時間コース	2027/3/17(水)	
			定員 30 名	31 時間コース	2027/3/17(水)、18(木)、19(金)	

安全衛生教育

会場：矢巾…岩手県トラック協会総合研修会館

金ケ崎…岩手県トラック協会水沢研修会館

	会 場	定 員	日 付	詳 細
安全衛生推進者 能力向上教育(初任時)	矢巾会場	定員 30名	4/3(金)	事業場単位で従業員数10名以上50名未満の場合に選任が必要な「安全衛生推進者」に対する能力向上教育。
	金ケ崎会場	定員 30名	10/23(金)	
交通労働災害防止 担当管理者教育	矢巾会場	定員 30名	8/7(金)	「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づき選任された「交通労働災害防止担当管理者」に対する教育。
	金ケ崎会場	定員 30名	2027/2/5(金)	
荷役災害防止 担当者教育	矢巾会場	定員 30名	7/10(金)	「荷役作業の安全対策ガイドライン」での選任が必要な「荷役災害防止担当者」に対する能力向上教育。
	金ケ崎会場	定員 30名	12/3(木)	
フォークリフト 運転業務従事者教育	矢巾会場	定員 30名	6/5(金)	危険有害な業務(「就業制限」)に現に就いている者(資格取得者)に対する能力向上教育。
	金ケ崎会場	定員 30名	11/6(金)	
作業指揮者 車両系・積卸し	矢巾会場	定員 30名	6/18(木)・19(金)、 11/26(木)・27(金)	車両系:フォークリフト等の「車両系荷役運搬機械等」を用いて作業する際に選任が必要な作業指揮者に対する能力向上教育。 積卸し:一の荷でその重量が100kg以上のものを貨物自動車に積卸作業を行う際に選任が必要な作業指揮者に対する能力向上教育。
	金ケ崎会場	定員 30名	8/27(木)・28(金) 2027/2/25(木)・26(金)	

特別教育

会場：矢巾…岩手県トラック協会総合研修会館

金ケ崎…岩手県トラック協会水沢研修会館

	会 場	定 員	日 付	詳 細
タイヤ空気 充てん業務	矢巾会場	定員 40名	10/2(金)・3(土)	自動車タイヤの空気充てん業務に従事する者に対し特別教育を行うことが事業者には義務付けられている教育。
テールゲート リフター操作業務	矢巾会場	定員 40名	5/1(金)	令和6年2月1日以 降、テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業に従事する労働者に対し、特別教育を行うことなどが事業者には義務付けられました。
	金ケ崎会場	定員 40名	10/30(金)	

苦情受付状況について

岩ト協へ寄せられた苦情および模範運転等受付状況(2月末時点)についてお知らせいたします。

事案①

◆ 苦情の内容

令和7年9月27日(土)午前4時頃、北上市の国道4号線(片側2車線)で該当事業者のトラックが下り車線側から4号線に合流しようとしていた。しかし、その場所は中央分離帯があるため左折しか出来ないところだが、早朝で交通量もなかったためか右折をし下り車線100m程度逆走して、中央分離帯が途切れた箇所から上り車線に入り南下して行った。スピードも80km/h出ていたようにみえた。逆走は大変危険な行為であり重大な違反である。協会から厳重に注意してほしい。

◆ 対応等

同日、該当事業者へ連絡し、苦情時間帯に該当車両の運行があったため事実関係を確認していただき連絡をもらうこととした。運行終了後に本人にヒアリング実施。通報者の指摘する事実(100m逆走、スピード超過)は無いものの、中央分離帯の切れ目が反対側の入口より数メートルずれている道路をそのまま進入している事実は有り、結果、数メートルの逆走となってしまうていた。例え、数メートル程度であっても逆走(法令違反)の事実により無事から、今後、法令を遵守して逆走は絶対にしないよう、運転者への指導を実施した。

事案②

◆ 苦情の内容

ダンプや生コンで白ナンバーに運送依頼をしていると思われ、今度、法改正で厳しくなるような話も聞いている。また、ダンプカーを現場に常駐させ、ワゴン車で現場～会社間を移動しているのを見かける。こういった行為は違反ではないのか。取り締まれとまで言うつもりはないが、こういう事案があるのは良くないのでは、という投げかけで連絡させてもらった。

◆ 対応等

白ナンバーへの運送依頼については、今回の連絡を以て直ちに対応できるものではないため、行政にも情報共有させていただき、現場への常駐に関しては、事実確認の上、対応させていただく旨を説明し、了承。当該事業者へ連絡したところ、現場への駐車実態はあり、積雪もあるため、安全面を考慮してそのような運行をしていたが、今後は運行計画を見直し、車庫発着とするとの回答をいただいた。

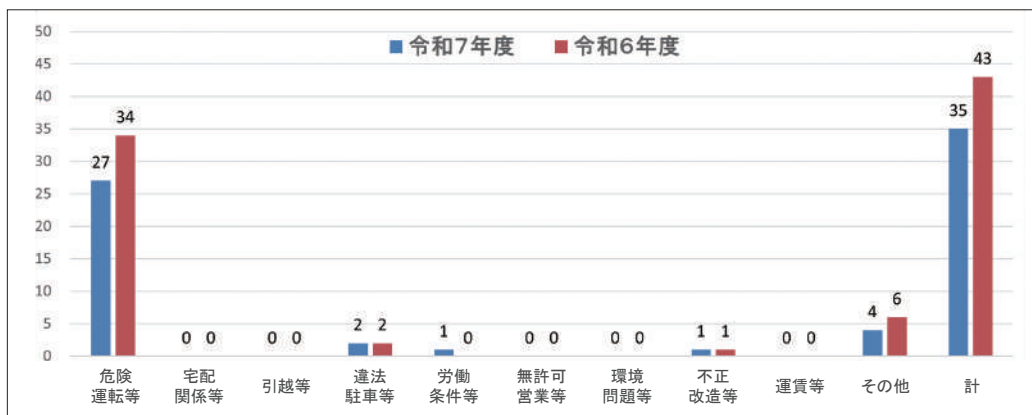
事案③

◆ 苦情の内容

令和8年2月19日16時20分頃、水沢公園近くを走行中、自身から見て右手のコンビニから出ようとしているトラックが左ウインカーをつけていたため、左折で対向車線に出てくると想定していたら、右折で同じ車線に出てきた。そのため、自身の前を走っていた高齢者と思われる運転者は驚いて急ブレーキを踏むことになった。結果、ハザードをつけていたようで、こちら側からは左ウインカーに見えている状態だった。しばらくハザードを付けたまま走行していた、車両の後ろには「法定速度を順守します」や「右左折時一時停止します」といったステッカーを張り付けていたが、40キロ制限で50キロを超えているし、信号待ちでも横断歩道にかかるくらい停止線をはみ出した状態である。高齢者だととっさの反応で踏み間違ひもあるかもしれないし、危険だと思ったので連絡した。同じ車番を見かけて会社名が分かればまた連絡する。

◆ 対応等

ナンバーのみでは会社名の特定はできないため、直接の指導は困難であり、苦情内容の周知での対応に留まることを説明し、今後社名が分かった際には、改めて対応させていただくことで了承いただいた。



会員の動きについて ※敬称略 ※3月15日時点

入会

(株)アイエヌライン岩手営業所	1月1日付	〒029-4501 胆沢郡金ヶ崎町六原下二の町 210 番地 TEL 0197-47-5222 / FAX 0197-47-5223 ※水沢支部
(株)アグライン本社営業所	1月1日付	〒023-1101 奥州市江刺岩谷堂字松長根 20-6 TEL 0197-31-0430 / FAX 0197-31-0431 ※水沢支部
ゴールドカーレスキュー(株)	2月2日付	〒029-4433 奥州市衣川池田西 28-2 TEL 0197-34-1333 / FAX 0197-34-1007 ※水沢支部

退会

(株)フローレストラフィック 岩手営業所	2月28日付	花巻支部	代表者変更 (※新代表者を記載)	(株)ダイヤエクスプレス	畠山直美
(株)ゴトウ	2月28日付	一関支部	代表者 名称変更	東久運送(株) ※(旧) (株)東久／菅原久美雄	菅原潤

改正トラック法 (貨物自動車運送事業法)

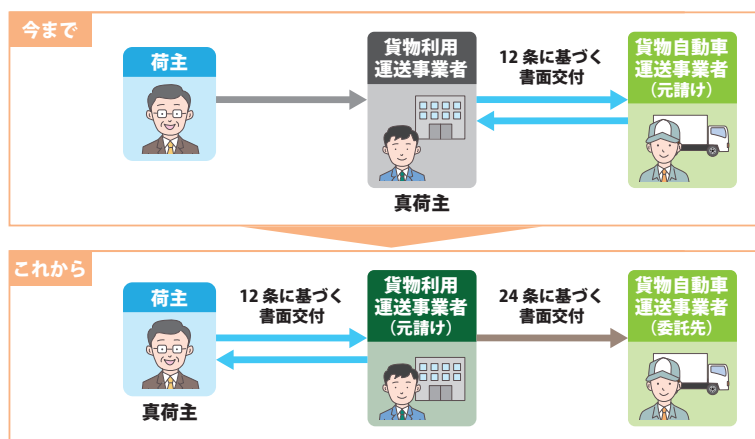
が施行されます

トラックドライバーの適切な賃金水準の確保と経済的社会的地位の向上等を目的として、令和7年6月11日に貨物自動車運送事業法が改正され、主に以下の3点の内容が令和8年4月1日から施行されます。

改正のポイント

1 書面交付義務・実運送体制管理簿の作成義務の対象者が「利用運送」にも拡大

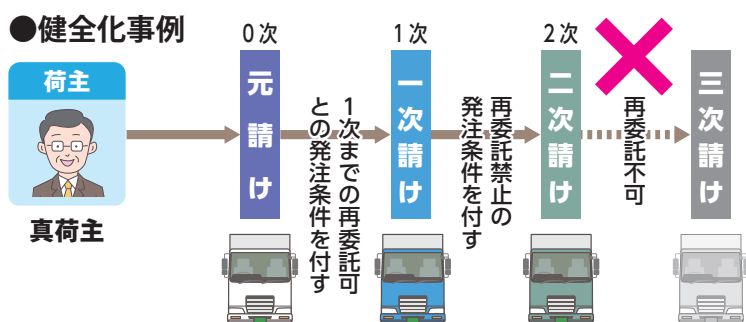
元請としてトラックを利用する貨物利用運送事業者にも、書面交付義務や実運送体制管理簿の作成義務が課されます。



2 委託回数を 2回までに制限

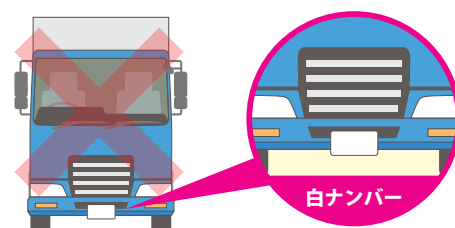
実運送事業者の適正運賃收受のために、再委託の回数が2回までに制限（努力義務）されます。

●健全化事例



3 白トラ利用の罰則強化

いわゆる白トラに貨物の運送を委託した荷主等は新たに処罰の対象になります。



1 書面交付義務・実運送体制管理簿の作成義務の対象者が「利用運送」にも拡大

トラックへ再委託する利用運送事業者への新たな義務

令和7年4月の改正トラック法の施行により、元請として荷主から運送委託を受けた貨物利用運送事業者にも、書面交付義務や実運送体制管理簿の作成義務が課されます。

(書面の交付)

第十二条

2 前項の「真荷主」とは、自らの事業に関して貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者（次に掲げる者をいう。以下この項及び第六十四条第一号において同じ。）との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者以外のものをいう。

- 一 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第七条第一項に規定する第一種貨物利用運送事業者（以下単に「第一種貨物利用運送事業者」という。）
- 二 貨物利用運送事業法第二十四条第一項に規定する第二種貨物利用運送事業者
- 三 貨物利用運送事業法第四十六条第一項に規定する外国人国際第二種貨物利用運送事業者

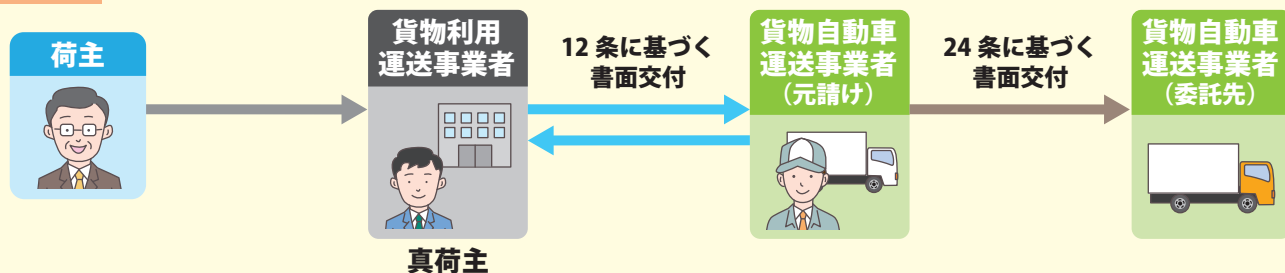


全てのトラックを利用する貨物利用運送事業者に書面交付義務が課されます

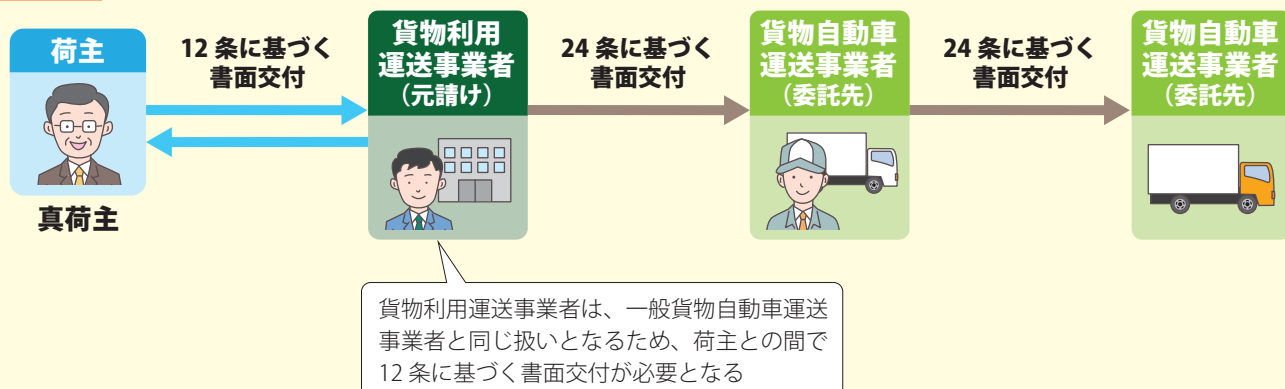
トラック運送事業者の運送役務や付帯業務の内容とその対価等を明確にするため、荷主から運送委託を受けてトラックを利用する元請の「貨物利用運送事業者」に対しても、書面交付義務が新たに課されます。

荷主が貨物利用運送事業者に運送を委託し、トラックの利用運送をする場合

今まで



これから

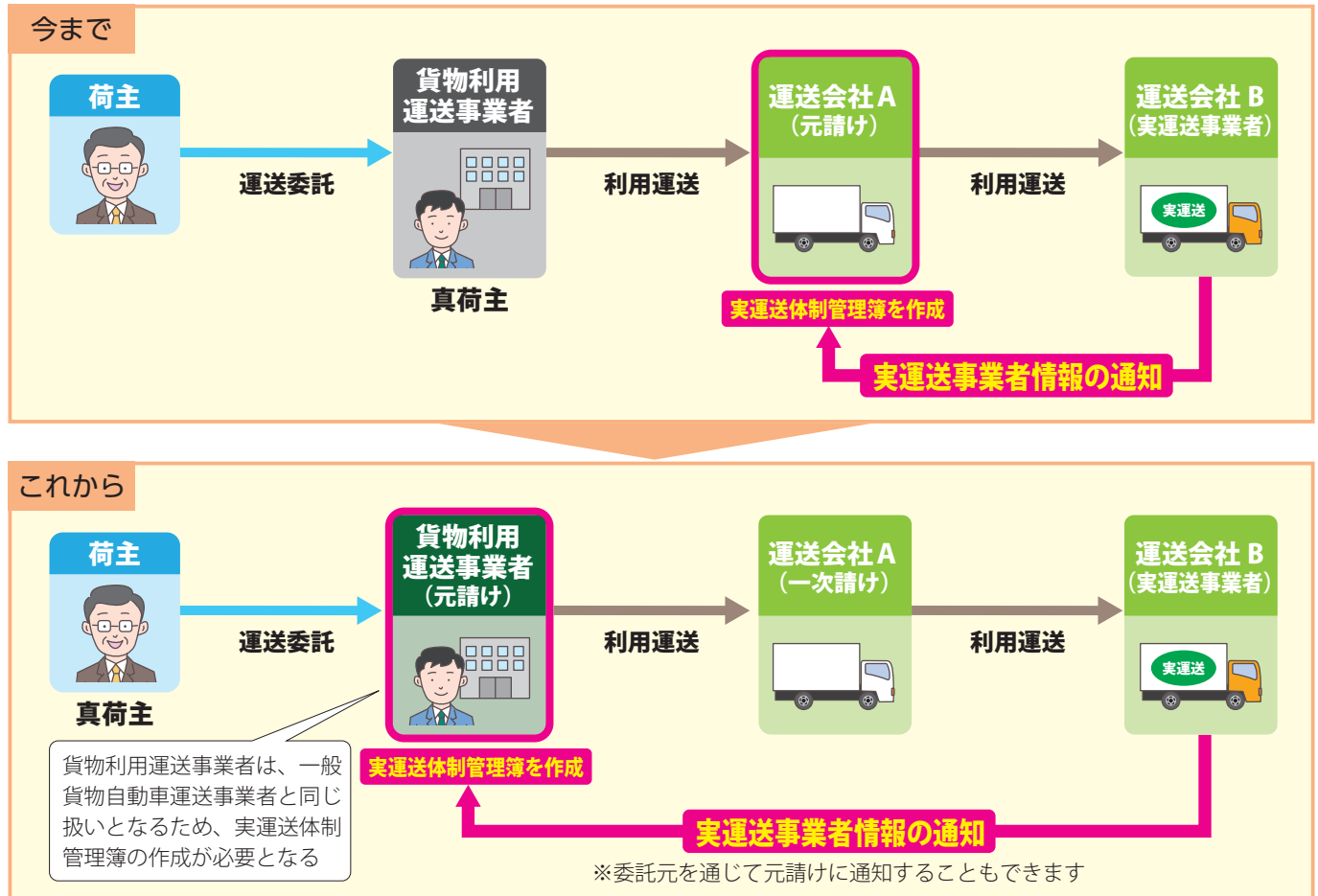




元請としてトラックを利用する貨物利用運送事業者にも 実運送体制管理簿の作成義務が新たに課されます

荷主・元請事業者による多重取引構造の可視化を図るため、荷主から運送委託を受けてトラックを利用する元請の「貨物利用運送事業者」に対しても、実運送体制管理簿の作成義務が新たに課されます。

荷主が貨物利用運送事業者に運送を委託し、トラックの利用運送をする場合



※上記のほか、トラックを利用する貨物利用運送事業者にも、運送利用管理規程の作成義務、運送利用管理者の選任義務が新たに課されます。

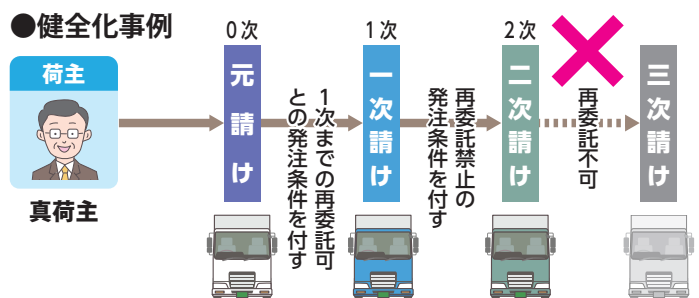
2 委託回数の制限



元請事業者に対して、再委託の回数を2回までに制限する努力義務が課されます

- ① 荷主から運送を受託した元請をゼロ次としてカウントし、元請からの再委託の回数を2段階までに制限するよう努めてください。
- ② 1次請け事業者も、元請の委託次数の縮減に協力して下さい。
- ③ 取引構造の途中に貨物利用運送事業者が入る場合も委託次数にカウントします。
- ④ マッチングサービス事業者等が運送契約の取次ぎを行う場合、委託次数はカウントしません。

●健全化事例



3 白トラ利用の罰則強化



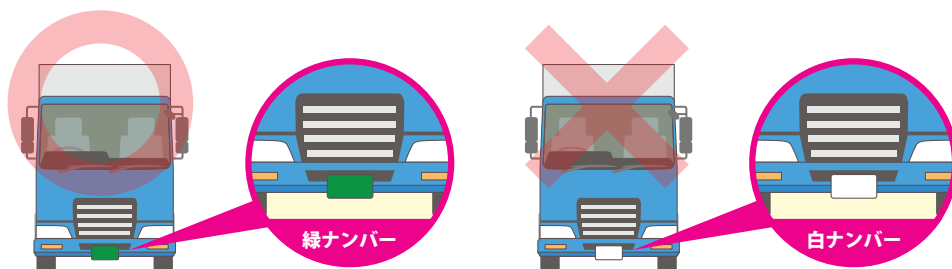
いわゆる白トラに貨物の運送を委託した荷主等は
新たに処罰の対象になります

- 白トラを利用した荷主等は、**100 万円以下の罰金**に処されることがあります。
- 白トラへの関与が疑われる荷主等は、「**トラック・物流Gメン**」による**是正指導の対象となります。**

(無許可等で貨物自動車運送事業を営業者への貨物の運送の委託の禁止)

第六十五条の二 何人も、次のいずれかに該当する者に貨物の運送（自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。）を委託してはならない。

- 一 第三条の規定に違反して一般貨物自動車運送事業を営業者
- 二 第三十五条第一項の規定に違反して特定貨物自動車運送事業を営業者
- 三 第三十六条第一項前段の規定に違反して貨物軽自動車運送事業を営業者



注：自家用自動車による運送について、自己の生業と密接不可分でその業務過程の中に包摂され、独立性を有しないものである場合等（自らの販売・製造・修理等のために行う物品の運送）は許可不要です。

とれてき 取適法（令和8年1月1日施行）と**物流効率化法**（令和8年4月1日施行）も
トラック運送事業に関して新しい規制が適用されます。

中小受託取引適正化法（取適法）の詳細は、
公正取引委員会ホームページをご覧ください。



流通業務総合効率化法（物流効率化法）の詳細は、
物流効率化法ポータルサイトをご覧ください。



国土交通省 トラック運送適正取引
相談窓口はこちら



JTA 公益社団法人
全日本トラック協会

〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目2番地5
全日本トラック総合会館 TEL.03(3354)1009(代)
ホームページ <https://jta.or.jp/>

第51回 岩手県

トラックドライバー コンテスト

めざせ！全国大会！

学科競技

令和8年
5/30 10:30~12:00

(土曜日)

盛岡地区：(公社) 岩手県トラック協会
県南地区：(公社) 岩手県トラック協会 水沢研修会館
県北地区：道の駅くじ やませ土風館 風の館

以上3会場で開催

運転・点検競技

令和8年
6/27 8:45~14:00

(土曜日)

@岩手県自動車運転免許試験場

競技部門：11t車部門 / 4t車部門 / 女性部門

点検実技講習会

令和8年

6/6

(土曜日)

時間：10:00~12:00

会場：(公社) 岩手県トラック協会

対象：ドラコン出場者（希望者のみ）

お申込み先

FAX：019-638-5010

mail：gyoumu_01@iwatokyo.or.jp

https://iwatokyo.or.jp/



出場・受講申し込みは、岩手県ドラコン
特設サイトから申し込み用紙をDLいただき、
FAXにてお申込みください。

特設サイト



岩手県トラック協会

で検索！



岩手県トラック協会では、コンテスト出場者を対象に点検競技に向けた事前講習会を開催しております。全国大会上位入賞経験のあるドライバーから、実際にトラックを使った指導を受けることができます。ぜひ、ご参加ください。

お問合せ (公社) 岩手県トラック協会

紫波郡矢巾町流通センター南2-9-1

TEL：019-637-2171 FAX：019-638-5010

後援：東北運輸局 岩手県運輸支局 / 岩手県 / 岩手県警察本部交通部

支援：陸上自衛隊 岩手駐屯地自動車教習所 / 一般社団法人 岩手県自動車整備振興会

協力：いすゞ自動車東北株式会社 / 岩手日野自動車株式会社 / 岩手三菱ふそう自動車販売株式会社 / UDトラックス岩手株式会社

岩手県



県内で貨物運送事業を営む皆さまへ

第6弾

運輸事業者 運行支援 緊急対策支援金

支援金額 対象車両1台につき **16,000** 円



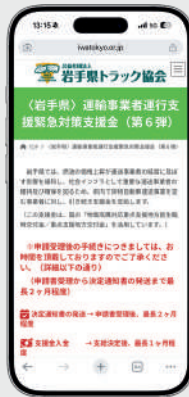
早めの申請をお願いします

申請受付期間

令和8年4月24日(金)

申請方法、必要書類のダウンロードは岩ト協HPの支援金特設ページをご確認ください

https://iwatokyo.or.jp/shienzigyou_6/



スマホからも確認できます



申請書類の提出先及び本件に関するお問い合わせ先

- ・受付時間 9:00～17:00 (土日・祝祭日を除く)
- ・提出先 〒020-0891 紫波郡矢巾町流通センター南2-9-1
(公社) 岩手県トラック協会内 岩手県運行支援緊急対策事業 事務局
- ・電話 019-637-2171 ・E-mail shienzigyou@iwatokyo.or.jp